

給実甲第 1 2 8 5 号

令和 3 年 4 月 1 日

人事院事務総長

給実甲第 1 9 7 号の一部改正について（通知）

給実甲第 1 9 7 号（特殊勤務手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和 3 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
八の三 災害応急作業等手当 (規則第 1 9 条) 関係	八の三 災害応急作業等手当 (規則第 1 9 条) 関係
1 規則第 1 9 条第 1 項の「人事院の定める職員」は、次に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ次に掲げる職員とする。	1 規則第 1 9 条第 1 項の「人事院の定める職員」は、次に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ次に掲げる職員とする。

(1)～(3) (略)

(4) 規則第19条第1項第4号に掲げる作業 内閣府、国土交通省又は気象庁に所属する職員のうち人事院事務総長が認める職員

(5) 規則第19条第1項第5号に掲げる作業 人事院事務総長が認める職員

2 規則第19条第1項各号の次に掲げる事項については、それぞれに定めるところによるものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 「災害応急対策に係る連絡調整」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第8号に掲げる事項その他国民の生命、身体及び財産を災害から保護するために緊急に行われた措置に関する事項について、同法第74条の4の規定に基づき指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長が応援若しくは災害応急対策の実施をし、又は同法第77

(1)～(3) (略)

(新設)

(4) 規則第19条第1項第4号に掲げる作業 人事院事務総長が認める職員

2 規則第19条第1項各号の次に掲げる事項については、それぞれに定めるところによるものとする。

(1)～(6) (略)

(新設)

条第1項の規定に基づき指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長が必要な施策を講じるために行う連絡調整をいう。

3 規則第19条第3項第3号の次に掲げる事項については、それぞれに定めるところによるものとする。

(1) 「人事院が著しく危険であると認める区域」は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。(2)において「立入禁止区域等」という。）であって人事院事務総長が認めるものとする。

(2) (略)

3 規則第19条第3項第3号の次に掲げる事項については、それぞれに定めるところによるものとする。

(1) 「人事院が著しく危険であると認める区域」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。(2)において「立入禁止区域等」という。）であって人事院事務総長が認めるものとする。

(2) (略)

以 上